平成 26 年 6 月 定例会 (第 315 回) 7 月 4 日

今井光子議員 報告

↑ (クリックで今井光子議員の報告へ移動)

子育て支援・少子化対策特別委員会における、これまでの調査並び に審査の経過についてご報告

平成26年 6月 定例会(第315回)

平成二十六年

第三百十五回定例奈良県議会会議録 第六号

六月

平成二十六年七月四日(金曜日)午後一時三分開議

出席議員(四十二名)

一番	宮木健一	二番	井岡正徳
三番	大国正博	四番	阪口 保
五番	猪奥美里	六番	尾崎充典
七番	藤野良次	八番	太田 敦
九番	小林照代	一〇番	大坪宏通
一一番	田中惟允	一二番	岡史朗
一三番	畭 真夕美	一四番	乾 浩之
一五番	森山賀文	一六番	宮本次郎
一七番	山村幸穂	一八番	欠員
一九番	松尾勇臣	二〇番	上田 悟
二一番	中野雅史	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	岩田国夫
二七番	森川喜之	二八番	高柳忠夫
二九番	今井光子	三〇番	和田恵治
三一番	山本進章	三二番	国中憲治
三三番	辻本黎士	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三六番	新谷紘一
三七番	粒谷友示	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	中村 昭
四一番	欠員	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

- 一、平成二十六年度議案、議第四十二号から議第五十七号、報第一号から報第二十五号及び平成二十五年度議案、報第三十二号並びに請願第十号
- 一、議員提案の追加議案の上程及び同採決
- 一、特別委員会における審査の経過について

- 一、意見書決議
- 一、議長の辞職及び同選挙
- 一、副議長の辞職及び同選挙
- 一、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任並びに特別委員会の委員長、副委員長の辞職及び同選任
- 一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決
- 一、追加議案の上程と同採決
- 一、議員派遣の件

〇議長(山下力) これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後十二時まで延長します。

〇議長(山下力) この際、お諮りします。

意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、並びに特別委員会の委員長、副委員長の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、知事提案の追加議案の上程及び同採決並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

〇議長(山下力) 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますのでご了承願います。

〇議長(山下力) 次に、平成二十六年度議案、議第四十二号から議第五十七号、報第一号から報第二十五号及び平成二十五年度議案、報第三十二号並びに請願第十号を一括議題とします。

まず、所管の委員会に付託しました各議案に対する審査の経過と結果について、各常任 委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。 --二十一番中野雅史議員。

◆二十一番(中野雅史) (登壇)総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る七月一日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並 びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月二日に委員会を開催し、付託されました議案十四件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十六年度議案、議第四十四号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成二十六年度議案、議第四十二号中・当委員会所管分、議第四十三号、議第四十五号中・当委員会所管分、議第五十号及び報第二十四号中・当委員会所管分並びに平成二十五年度議案、報第三十二号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十六年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第六号、報第二十二号及び報第二十五号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(山下力) 次に、厚生委員長の報告を求めます。 --三十九番小泉米造議員。
- ◆三十九番(小泉米造) (登壇)厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る七月一日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに 審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月二日に委員会を開催し、付託されました議案九件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十六年度議案、議第四十五号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成二十六年度議案、議第四十四号中・当委員会所管分及び報第二十四号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十六年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第七号、報第 八号、報第二十三号及び報第二十五号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事 者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、 地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(山下力) 次に、経済労働委員長の報告を求めます。 -- 十二番岡史朗議員。

◆十二番(岡史朗) (登壇)経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る七月一日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並 びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、七月二日に委員会を開催し、付託されました議案六件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十六年度議案、議第四十八号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成二十六年度議案、議第四十二号中・当委員会所管分、議第四十七号、議第五十一号中・当委員会所管分、議第五十五号及び議第五十六号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十六年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第四号及び報第十一号から報第十七号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。 以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(山下力) 次に、建設委員長の報告を求めます。 --十一番田中惟允議員。

◆十一番(田中惟允) (登壇)建設委員会のご報告を申し上げます。

去る七月一日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに 審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月三日に委員会を開催し、付託されました議案十四件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十六年度議案、議第四十九号中・当委員会所管分、議第五十一号中・ 当委員会所管分、議第五十二号から議第五十四号及び議第五十七号につきましては、全会 一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十六年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第三号、報第五号、報第 十八号から報第二十一号及び報第二十五号中・当委員会所管分につきましては、いずれも 理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(山下力) 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。 --二十八番高柳忠夫議員。

◆二十八番(高柳忠夫) (登壇)文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十三日並びに七月一日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月三日に委員会を開催し、付託されました議案三件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十六年度議案、議第四十二号中・当委員会所管分、議第四十六号及び 議第四十九号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案 どおり可決することに決しました。

また、平成二十六年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第九号、報第十号及び報第二十五号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に、請願第十号「中学校歴史・公民教科書に関する請願書」につきましては、全会一 致をもちまして、継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(山下力) 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。 討論の通告がありますので、八番太田敦議員に発言を許します。 --八番太田敦議員。
- ◆八番(太田敦) (登壇)日本共産党の太田敦です。提案されました議案について日本 共産党を代表して意見を述べます。

まず、平成二十六年度議案の議第四十四号、奈良県税条例の一部を改正する条例についてです。

法人県民税の一部国税化・交付税財源化は、地方消費税により交付税不交付団体と交付 団体をはじめ自治体間の格差がますます拡大するため、これを是正するためにという目的 で、各地方自治体から既存の収入の一部を吸い上げて国税化し、再び交付税として再配分、 再調整しようとするものであります。

しかし、この格差を大きくしている要因が地方消費税であり、この分析抜きの格差是正論は、今後の地方財政の一層の地方税、消費税頼みの方向を認めてしまうものであります。 消費税は支払能力、所得に関係なく一律に取り立てられる最悪の不公平税制です。本来、 地方財政危機打開及び自治体間格差是正は、既存の交付税財源の法定率引き上げ等、政府 の責任において財源を保障し、また調整すべきものであります。

以上の理由から、議第四十四号には同意できず、反対をいたします。

次に、議第四十五号についてですが、この条例改正案には県庁舎系施設中部地域再配置計画に基づき、葛城保健所と桜井保健所を統合する条例の改正が含まれております。統合される保健所の区域内面積は七百六十七平方キロメートル、区域内人口は五十八万七千人となり、人口の上では奈良県最大級の保健所となります。保健所は公衆衛生活動の拠点であり、地域住民の健康を守り、地域の健康づくりには何より必要です。統合により、遠距離を時間をかけて、難病や障害のある方、そのご家族が保健所に来所されるのは極めて大変なことであります。保健師をはじめ職員にとっても区域内十八市町村にわたる地域、家庭訪問、保健指導など負担増は避けられません。これは住民サービスの低下や保健所自体の機能低下を招くことになります。それはまた、健康寿命日本一を目指す取り組みにも支障を来します。

以上の理由により、保健所の統合には承認できません。

次に、議第四十八号、奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例につきましては、名称をなら食と農の魅力創造国際大学校とし、実践オーベルジュ棟をつくり、アグリマネジメント学科とフードクリエイティブ学科をつくるとしていますが、わかりにくく、なぜフランス料理なのでしょうか。県の目指す方向が県民には理解できないと思います。今、奈良県の農業課題というのは、どのように担い手をつくって、耕作放棄地対策を行い、農業生産を広げて地域を活性化させるかということにあります。総工費五十億円もかけて、料理や宿泊を提供して新規飲食業経営者を養成するとしていますが、この新たな変更がそれに応えるものとは考えにくく、また、具体化は指定管理者に委託するという手法は無責任だと思います。奈良県の抱えている農業課題から飛躍していると考えるため反対をいたします。

その他の議案には賛成いたします。

以上が日本共産党の議案に対する意見です。ご清聴ありがとうございました。

〇議長(山下力) これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、平成二十六年度議案、議第四十四号、議第四十五号及び議第四十八号について、 起立により採決します。

以上の議案については、総務警察委員長、厚生委員長及び経済労働委員長報告どおり決することに、 賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成二十六年度議案、議第四十四号、議第四十五号及び議第四十八号については、総務警察委員長、厚生委員長及び経済労働委員長報告どおり決しました。

次に、お諮りします。

平成二十六年度議案、議第四十二号、議第四十三号、議第四十六号、議第四十七号、議 第四十九号から議第五十七号、報第一号から報第二十五号、平成二十五年度議案、報第三 十二号、及び請願第十号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どお りそれぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

〇議長(山下力) 次に、二番井岡正徳議員ほか七名から、平成二十六年度議案、議第五十八号、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例についての議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

三十二番国中憲治議員に、提案理由の説明を求めます。 --三十二番国中憲治議員。

◆三十二番(国中憲治) (登壇) ただいま上程されました議第五十八号「奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案者八名を代表いたしまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成二十五年十二月十一日に公布された改正公職選挙法及び、平成二十二年十月一日に 実施された国勢調査の結果を反映すべく、平成二十五年十二月十三日に協議等の場として 奈良県議会議員定数等検討委員会が設置され、以来七回にわたり委員会において検討が重 ねられた結果、本年六月十一日に同検討委員会から議長に答申されました。

今回の条例改正案は、来年四月の一般選挙に向け、その答申を尊重した内容で提案するものです。

まず、議員定数並びに選挙区及び選挙区別定数につきましては、先の国勢調査結果によると、議員一人当たりの人口較差が一・六一倍と縮減され、また、前回の改正において特例選挙区の廃止、一票の較差の是正、選挙区間の逆転現象の解消など、総定数の大幅な削減が行われたことにより、全国的にも同じ人口規模の県と比較しても多くはないこと。さらに、これ以上の削減を行うと委員会審査や住民代表機関として民意を反映させる議会の役割が果たせなくなることから、議員定数並びに選挙区及び選挙区別定数について、現行条例を維持するものであります。

なお、今回の公職選挙法の改正は、平成の市町村合併の進展と、経済社会情勢の変化も あって、郡の存在意義が大きく変化したことから、市町村を単位として選挙区を条例で定 めることとされたものであります。しかしながら、選挙区の名称及び区域の表示について は、県民の意識やその地域の歴史・文化を考慮し、馴染んでいる名称がよいとするととも に、現在も、郡が町村を単位とした地域的なまとまりを表示することから、引き続き、市 郡により表記することとしたものであります。

また、今回の公職選挙法の改正に基づき、「選挙区」と「選挙区別定数」とを一つの条文にまとめ、全二条の構成に条例改正したことに伴い条例名を改正することとし、所要の条例改正を提案するものであります。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(山下力) お諮りします。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

議第五十八号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

〇議長(山下力) 次に、特別委員会における調査並びに審査の経過について、各特別委

〇議長(山下力) 次に、特別委員会における調査並びに審査の経過について、各特別委 員長の中間報告を求めます。

初めに、エネルギー政策推進特別委員長の報告を求めます。--五番猪奥美里議員。

◆五番 (猪奥美里) (登壇) エネルギー政策推進特別委員会における、これまでの調査 並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、エネルギー政策に関することについて、県内外の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度の委員会においては、福島第一原子力発電所事故、紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、奈良らしい新しいエネルギー施策を推進することが課題の一つであるとの指摘をされるとともに、本県における再生可能エネルギーのポテンシャルについて質疑が行われたほか、電力エネルギー政策を推進する上で、本県における電力消費量の把握、また家庭における太陽光発電のパネル設置補助について、県民をはじめ関係事業者へ積極的に周知されるようとの要望がありました。

また、県内調査として、住民が主体となって取り組まれている吉野町小水力利用推進協議会、廃棄物焼却時に発生する熱を利用することにより発電を行っているクリーンセンターかしはらの調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、再生可能エネルギーの普及促進にあたっては地域力を高めることにより、住民参加を促進させるような仕組みを検討すること、行政機関の持っている情報の積極的な提供が重要であると指摘されるとともに、電気自動車の普及に向けた

急速充電器の設置の取り組み、市町村や民間団体が導入する小水力発電の設置にかかる支援など再生可能エネルギーの普及促進、分散型のエネルギー政策を推進することにより、 緊急時のエネルギーや、安全・安心なエネルギーの確保に寄与されたいとの要望がありま した。

次に、十二月定例会においては、本県における木質バイオマスに関する様々な取り組みをベースとして林業家や様々な事業者が取り組むことができるようバイオマス発電のモデルを構築されたいこと。また、現場を熟知している市町村との連携を密にすることにより、再生可能エネルギーのポテンシャルにかかる情報を共有すべきとの指摘がありました。

また、省エネ設備導入にかかる補助制度の検討及び普及啓発、家庭用太陽光発電設置補助の継続及び拡充、次世代自動車充電インフラ整備計画の推進にあたっては、急速充電器の積極的な設置の促進を要望されました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として来年度当初予算案の説明を受け、水道局で進められている小水力発電導入事業の進捗状況のほか、奈良県エネルギービジョンの実現に向けた施策・事業についての質疑が行われ、今後の再生可能エネルギーの利活用について、公共施設への太陽光発電の導入にあたっては県有施設はもとより、市町村との連携を進めることにより積極的な推進に努められたいこと。電気自動車の普及促進に向けて、県民の分かりやすい場所での急速充電器の設置に努められたいこと。中山間地域を元気にする事業の一つとして小水力発電の導入への支援をするとともに、住民と協働してエネルギーに関する課題を見つけていくような仕組みを構築されたいこと。また、再生可能エネルギーの導入実績として、奈良県エネルギービジョンにおける目標に対し、すでに高い水準まで達成されていることから、さらに高い目標を掲げられたいとの要望がされるなど、各般にわたり活発な議論が交わされました。

次に、県外調査として、再生可能エネルギーの導入を積極的に進められている鹿児島県において「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン」の取組状況、鹿児島県小水力利用推進協議会の取組内容について調査するとともに、小水力発電施設である新曽木発電所及び竹山ダム発電所の現地調査を行ったところです。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点について、さらに要望するものであります。

- 一 福島第一原子力発電所事故、紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、再生可能エネルギー を利活用するなど、地域資源を生かすことにより、自給力の向上に向けたエネルギー政策 を検討されたいこと。
- 一 現場を熟知している市町村と再生可能エネルギーのポテンシャルにかかる情報を共有されるとともに、恒常的な協議に努めるなど連携を密にされたいこと。
- ー 中山間地域を元気にするための取組として、小水力発電の導入に対する支援、また住民との協働によるエネルギーに関する課題を見つけていく仕組みの構築に努められたいこと。

- 一 電力自給率の向上に向けて、創エネ・省エネ設備導入にかかる補助や普及啓発をされたいこと。
- ー バイオマス発電のモデルを構築し、林業家や様々な事業者の参入促進に取り組まれたいこと。

なお、今後も、エネルギー施策の推進にあたり、奈良の特性を生かしたエネルギー施策 及び再生可能エネルギーの普及促進に向けて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと 考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

〇議長(山下力) 次に、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。 --四十三番梶川 虔二議員。

◆四十三番(梶川虔二) (登壇)観光振興対策特別委員会における、これまでの調査並 びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、歴史とにぎわい創出による観光振興に関することについて、 県内及び県外の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度の委員会においては、記紀・万葉プロジェクトは奈良県政の大きな柱の一つであり、奈良の魅力の発信力につながるとして、地元県民に世界遺産など奈良の観光資源等の魅力を知ってもらう機会の創出や、にぎわい交流の拠点整備に関して、観光振興事業に係る経済効果や集客効果についての評価の取組と宿泊観光につながる夜の魅力創出と朝の取り組みの必要があるとの要望がありました。また、歩行者の安全対策をさらに進めて観光客の安全の確保に努めるとともに、若草山移動支援施設など奈良公園周辺整備についての質疑が行われました。

また、県内調査として、にぎわい交流の拠点整備に関して、大宮通りプロジェクトの取組や平城京歴史館、さらに平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画について調査し、また、 葛城市相撲館や安堵町の飽波神社、極楽寺など記紀・万葉ゆかりの施設についての現地調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、奈良県全体を見据えて、市町村の観光振興に寄与できる基金の創設や県営プール跡地利用において、利用者が利用しやすい交通計画の策定、さらに観光大使やふるさと大使などの人材を活用した観光PRについて検討されたいとの要望がありました。

また、奈良公園内の私有地開発において、奈良公園の基本的コンセプトに合うように地域活性化協議会を通じて積極的にかかわっていくべきとの要望があり、市町村との記紀・万葉を含む観光振興についての連携強化の必要性について活発な議論が交わされました。

次に、十二月定例会においては、奈良公園周辺における渋滞緩和、歩道環境整備や、景観・環境に配慮した施設整備について質疑を行うとともに、猿沢池周辺では地元奈良市と連携を密にし、県民の理解が得られる外国人の観光案内や日本文化が体験できるなど多様な対応ができる施設整備についての要望がありました。さらに、平城宮跡歴史公園拠点ゾ

ーン整備計画については、公共交通での来訪が困難な障害者や高齢者に限定した駐車場整備について質疑が行われました。

また、若草山移動支援施設については、景観や年中行事などへの影響を見定めるとともに、地元、観光関係者など県民の声を十分に聞きながら検討されたいとの要望がありました。

次に、二月定例会においては、来年度の当初予算案の説明を受け、県営プール跡地へのホテル誘致にかかる規制緩和や地元奈良市との調整など県民の理解を得て早期に誘致ができる方法の検討に取り組むことの要望がありました。また、若草山移動支援施設については、様々な意見があり、時間をかけて慎重に議論するよう求めたところであります。さらに、県営プール跡地の景観整備のほか、各般にわたり活発な議論が交わされました。

次に、県外調査として、古事記・日本書紀にゆかりが深く、また、本県と連携した取組を行う島根県における記紀に関する「神々の国しまね」プロジェクトの取組成果や、その後の「ご縁の国しまね」の取組、並びに島根県立古代出雲歴史博物館において古事記と出雲神話に係る歴史展示の概要ついて調査するとともに、記紀ゆかりの地の現地調査を行ったところであります。

以上のような経緯を踏まえ、今後も、歴史とにぎわい創出による観光振興として、記紀・万葉プロジェクトとにぎわい交流の拠点整備について、引き続き慎重に審議を行うとともに、市町村との記紀・万葉を含む観光振興にかかる連携強化について、議論を深めて参りたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

〇議長(山下力) 次に、子育て支援・少子化対策特別委員長の報告を求めます。 --- 十九番今井光子議員。

◆二十九番(今井光子) (登壇)子育て支援・少子化対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、子育て支援と少子化対策に関することについて、県内の実 情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、今後、少子化対策に取り組むに当たって、奈良県の出生率や他府県の少子化対策についての質疑が行われ、総合的なネットワーク体制で、部局横断的に連携する必要があるとされました。また、保育士確保対策においては、ハローワーク等との連携を深めながら、処遇改善をはじめ具体的な対策に取り組まれたいとの意見があり、加えて、他府県の取組事例の情報を収集しながら、市町村との連携による、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組まれたいとの要望がありました。

また、県内調査として、地域子育て支援拠点施設である「あかね保育園」の取り組みや、 若者や要保護児童の自立支援に取り組まれている「飛鳥学院」の現状等についての調査を 行ったところであります。 次に、九月定例会においては、子ども・子育て支援新制度に向け、「奈良県らしい子育て支援」についての質疑が行われるとともに、社会問題となっている児童虐待について、児童虐待を受けている子どもの被害状況や、その後の実態把握の必要性を指摘し、今後議論をより深めていくため、少子化、保育所・幼稚園、児童虐待、母子保健などの、子どもや子育て家庭を取り巻く状況及びワークライフバランスなど、女性の就労状況等についても議論していくことが確認されました。

次に、十二月定例会においては、県外就業率及び専業主婦率が全国一位であることや、就労を希望する若い世代の女性が多いにもかかわらず、実際に求職活動をしている割合が低いことから、女性の就労支援施策の充実に努められたいとの要望がありました。

また、朝日新聞大阪本社生活文化部中塚久美子氏を招き、子どもの貧困の現状と課題についての意見聴取を行いました。

その際、子どもの貧困問題を考えるポイントとして、一、困難な事情を抱えた家に生まれた子とそうでない子に、学力・健康・意欲の格差が生まれる。二、貧困が社会問題として認識されず、自己責任が強調される。三、親批判は、解決策になるのか。四、子ども時代の貧困が将来どのような不利を与えるか、子どもの視点で考えることが重要。五、子どもの貧困を放置すると、日本社会はどうなるのか。が指摘されました。また、関連する状況として、昨今、子どもの貧困率は一五・七%。児童虐待で、一年間に虐待死する子どもの数は五十一人。高校中退者は、年間五万三、二四五人。生活保護を受けている子どもは二十八万五、六二四人。生活保護受給の母子世帯の四割が、母親も生活保護世帯で育っている。貧困層の子どもは非貧困層の子どもに比べ、健康を害して入院する確率が一・三倍高いといった貧困の現状があること。貧困から見えてくる共通点は、子どもに夢や希望、意欲がないということから、進路選択の際の障害となり、簡単に無職や離職へとつながっているといったことが紹介されました。

そして、平成二十五年六月に子どもの貧困対策法が成立したが、貧困の世代間連鎖を絶つためには、子どもの貧困は許さない、許されるべきではないという社会の姿勢を醸成し、同法とどのように向き合い、どう活用するかが今後の大きな課題との意見をいただいたところです。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として平成二十六年度当初予算案の説明を受け、さらに、子ども・子育て支援新制度の実施に向けた準備の進捗状況や市町村への支援体制、子どもの医療費助成に関する窓口負担の無料化等についての質疑が行われました。また、男女の結婚希望年齢の上昇や結婚意欲の低下などによる晩婚化・未婚化の進行が少子化の要因であることから、結婚に関する活発な議論が交わされました。

次に、本年一月に改築工事が完了し、児童相談機能と一時保護児童のケア機能が強化された中央こども家庭相談センターの現地調査を行ったところであります。

以上のような経緯を踏まえ、以下、六点について、さらに要望するとともに、引き続き、 議論を深めていくものであります。

- 一 少子化の背景には、様々な要因が複合的に絡んでいるため、結婚支援や雇用・所得の 安定、また、子どもを産み育てやすい環境づくりでの市町村との連携など、総合的なネットワーク体制を構築されたいこと。
- 一 地域で子育てを支援し、応援する活動を広げるなど、子育てに関する不安、孤立感や 負担感を軽減し、安心して子育てができる地域づくりの推進に取り組むとともに、子育て 支援に関する制度やイベント情報などの効果的な周知方法について一層の工夫をされた いこと。
- ー 女性の就労支援に関しては、希望する働き方と雇用条件とのマッチングや、ワーク・ライフ・バランスの実現などの労働環境の整備促進に努められたいこと。
- 一 保育需要の増大に対応するため、保育士の処遇改善や潜在保育士の再就職支援等、保 育士確保対策を充実されたいこと。
- 一 年々増加する児童虐待の防止対策として、家庭への支援、医療機関との連携や相談体制の機能強化を図るとともに、虐待を受けた子どものケア・自立支援等、切れ目のない総合的な支援に取り組まれたいこと。
- ー 無職、ニート、フリーター、引きこもりといわれる若者や社会的養護を必要とする児童に対し、家庭・学校・地域・行政等が協働しながら、自立支援に向けた取り組みを推進されたいこと。

なお、平成二十七年度から、子ども・子育て支援新制度が本格的に実施される予定であることから、今後も、子育て支援・少子化対策の推進について、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

- 〇議長(山下力) 次に、病院を核としたまちづくり推進特別委員長の報告を求めます。 --二十五番荻田義雄議員。
- ◆二十五番 (荻田義雄) (登壇) 病院を核としたまちづくり推進特別委員会における、 これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、県立医科大学附属病院の周辺整備に関すること、新奈良県 総合医療センター等の周辺整備に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり 調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、県立医科大学附属病院、新奈良県総合医療センター、及び奈良県総合医療センター跡地を中心としたまちづくりにおける整備の進め方や課題などについて共通認識を持つとともに、住民参加によるまちづくりを進められたいとの要望がありました。

さらに、奈良県総合医療センター跡地のまちづくりに関するアンケートの調査結果に対する対応など議論が交わされました。

また、県内調査として、新奈良県総合医療センターの建設予定地や、近鉄西ノ京駅から 新奈良県総合医療センターへのアクセス道路、さらに西側からのアクセス道路となる県道 枚方大和郡山線及び城廻り線についての調査を行ったところです。

次に、九月定例会においては、住民が自らの課題として、受け止め易くするため、まちづくり協議会に分科会などをつくられたいとの要望がありました。

さらに、奈良県立医科大学附属病院、新奈良県総合医療センター及び奈良県総合医療センター跡地を核としたまちづくりのイメージや整備のスケジュール、整備の手法及び、奈良市・大和郡山市・橿原市との協議などに関し、議論が交わされました。

次に、十二月定例会においては、地域包括ケアシステムの構築のためには、多職種の方々 や奈良市・橿原市との連携と、住民が自主的にかかわっていくことのできる環境づくりが 重要であるとして、互いに協力し合ってシステムの構築を進められたいとの要望がありま した。

また、地域全体の包括ケアシステムについて、様々な提案をしていく地域包括支援センターでは、保健師の果たす役割が非常に大きいため、その機能を強化されたいとの要望がありました。

さらに、県立医科大学周辺のまちづくりに関する調整会議の報告内容に関する議論や在 宅介護に関する議論が交わされました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として来年度当初予算案の説明を受け、さらに、地域包括ケアシステムの推進や新奈良県総合医療センターの整備についてのほか、県立医科大学周辺整備の進捗状況、地域包括支援センターの人材養成などについての質疑が行われました。

今後のまちづくりにおいては、住民の意見も反映させて、全国のモデルとなるよう取り 組まれたいとの要望がありました。

また、地域包括支援センターについては、好事例を参考に、センターの取り組みに対する助言や職員に対する指導などされたいとの要望もありました。

さらに、医師、看護師、介護分野における人材の確保や近鉄新駅の設置に向けた協議の 進捗状況、総合医の育成など、各般にわたり活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、三点について、さらに要望するものであります。

- 一 県立医科大学の教育・研究部門及び奈良県総合医療センターの移転に関しては、地元 住民や関係市町村などと十分な協議を行ったうえで、まちづくりの整備に努められたいこ と。
- 一 今後の高齢社会を見据えた健康長寿のまちづくりに向けて、医療と介護の連携による、 地域包括ケアシステムの構築に努められたいこと。
- ー アクセス道路及び公共交通機関の整備を行うことにより、渋滞対策、安全対策、利便性の確保に努められたいこと。

なお、今後も、県立医科大学附属病院の周辺整備に関すること、新奈良県総合医療センター等の周辺整備に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

〇議長(山下力) 次に、南部・東部地域振興対策特別委員長の報告を求めます。 -- 三 十六番新谷紘一員。

◆三十六番(新谷紘一) (登壇)南部・東部地域振興対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、南部地域・東部地域の振興に関することについて、県内の 実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

また、平成二十三年九月に県南部地域を中心に発生した紀伊半島大水害からの復旧・復興について、現在も懸命な対策が進められているところですが、継続して現状と取組についての、報告を受けているところです。

まず、初度委員会においては、地域振興策、林業振興策、災害対策や道路等の基盤整備等の主要な施策の概要について説明を受け、続く県内調査では、「宇陀市立室生保育所」での県産材を利用した公共建築物、さらには、紀伊半島大水害による被災道路である国道三六九号復旧工事現場、そして、いのちの教育の実践の場及び東部周遊観光の拠点施設である「うだ・アニマルパーク」、食・農・観の中南和の拠点施設である「JAならけんまほろばキッチン」について、とりわけ、東部地域の振興を図る施策の調査を行ったところです。

次に、九月定例会においては、公共建築物の木造木質化の推進をはじめ、県産材の利用を促すため補助政策の対象を拡大すること、先進地の例を参考にした木質バイオマス利活用の促進、土木工事の契約に当たり、事前に適正な積算に努めること、十津川村における堆積土砂の状況について、現状や取組内容を住民や県民へ周知することなどの要望がありました。

次に、十二月定例会においては、提出予定議案の他、へき地教育等の取組について説明を受けるとともに、全国豊かな海づくり大会を契機とした山づくりへの取組、さらには、五條市、野迫川村、十津川村での復興住宅建設の進捗状況、深層崩壊セミナーの開催などについての質疑が行われ、複式学級の解消など、へき地教育の充実を求める要望がありました。

引き続き、委員間討議では、南部地域・東部地域の両振興計画が持つ五つの課題について現状を確認し、スポーツチームの編成の困難さや木質バイオマス利用の促進などについて議論を行いました。

二月定例会においては、提出予定議案として次年度当初予算案をはじめ、南部振興計画 及び東部振興計画の改訂などの報告を受けました。

また、平成二十六年二月十四日の大雪による県内農林業被害状況や地域活性化対策としての農家民宿の開業支援等についての質疑が行われ、道路防災対策においては「なら安心

みちネットプラン」による取組を進め、危険箇所の解消に努められたいとの要望があるな ど、各般にわたり活発な議論が交わされました。

以上のような経過を踏まえ、今後の取組の方向性について意見調整を行い、次の四点についてさらに要望するものです。

一 奈良県紀伊半島大水害からの復旧・復興について、平成二十六年度は集中復旧・復興期間の最終年度となることから、全ての避難者の帰宅の実現をはじめ、復旧事業の完了に目処をつけるとともに、復興に向けた取組の着実な推進に努められたいこと。

また、復興活動等、地域協力活動を行う「ふるさと復興協力隊」が地域に定着できるよう、条件の整備に努められたいこと。

一 林業振興対策として、県産材の利用に係る補助対象の拡大をはじめ、県産材の魅力を 次世代に伝えるため教育現場での体験学習の導入、更には県産材の利用拡大に向けた知事 トップセールスの継続などに努められたいこと。

また、木質バイオマスの利活用については、県内への普及促進に向けて、実証実験結果などを踏まえ検討されたいこと。

林業後継者対策についても、新規林業就業者が定着できるよう、安定した仕事量の確保のための林業事業体への支援や林業従事者の福利厚生面の支援、労働条件の環境整備などの諸対策に引き続き取り組まれたいこと。

なお、公益財団法人林業基金については、平成二十八年度末をもって解散されることと されたが、同基金の役割を代替する振興対策を講ぜられたいこと。

- 一 観光振興対策としては、南部・東部地域の自然や歴史などの魅力の発信に努め、「なんゆう祭」などのイベントの開催や農家民宿の開業支援などにより、滞在型観光による訪問者の増加などに取り組まれたいこと。
- 一 へき地教育としては、南部・東部地域の教育環境の特徴を踏まえ、複式学級の解消に 努めるとともに、複式学級の授業の充実に努められたいこと。また、小規模校においては、 児童生徒が近隣校とのスポーツや文化の交流を通して、体力向上や豊かな人間性を育むこ とができるよう取り組まれたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、産業振興の強化と安定した就業の場の確保、安全、 安心、快適な生活を支える社会基盤の整備など、南部振興計画及び東部振興計画に関する ことについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

〇議長(山下力) 次に、三十九番小泉米造議員より、意見書第六号、「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、小泉米造議員に趣旨弁明を求めます。 --三十九番小泉米造議員。

◆三十九番 (小泉米造) (登壇) 意見書第六号、「手話言語法 (仮称)」の制定を求める 意見書 (案) につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第六号

「手話言語法 (仮称)」の制定を求める意見書 (案)

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、 情報獲得とコミュニケーションの大切な手段である。

平成十八年十二月に国際連合総会で採択され、我が国においては本年二月に効力を生じることとなった「障害者の権利に関する条約」第二条には、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されている。

国においては、平成二十三年八月に「障害者基本法」を改正し、同法第三条では「全て 障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選 択の機会が確保される」と定めている。

さらに、同法第二十二条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務付けている。

これらの理念を実現するため、国は、手話が日本語と対等な言語であることを国民に広め、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話が使える社会環境の整備、手話を言語として普及・研究できる環境整備に向けた法整備を行い具体的な施策を行っていくことが必要である。

よって、国においては、以上の内容を盛り込んだ「手話言語法(仮称)」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年七月四日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 〇議長(山下力) 六番尾崎充典議員。
- ◆六番(尾崎充典) ただいま小泉米造議員から提案されました意見書第六号、「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(案)に賛成します。
- 〇議長(山下力) 十一番田中惟允議員。
- ◆十一番(田中惟允) ただいま小泉米造議員から提案されました意見書第六号、「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(案)に賛成します。
- 〇議長(山下力) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、三十九番小泉米造議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

〇議長(山下力) 次に、五番猪奥美里議員より、意見書第七号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、猪奥美里議員に趣旨弁明を求めます。——五番猪奥美里議員。

◆五番(猪奥美里) (登壇)意見書第七号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元を求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第七号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元を 求める意見書(案)

日本は、他のOECD諸国に比べて、学校における一学級当たりの児童生徒数や教員一 人当たりの児童生徒数が多い状況にある。

今日の社会状況等の変化により、学校では、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時間や指導内容が増加しているだけではなく、いじめ、不登校など生徒指導の課題や日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等の課題の解決のために、少人数学級の推進などの計画的な改善が必要である。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約六割が「小中高校の望ましい学級規模」として、二十六人~三十人を挙げていることから、国民は三十人以下学級を望んでいることが明らかである。

三十五人以下学級への拡充については、小学校一年生、二年生と段階的に実施されてきたが平成二十五年度から予算措置が拡充されていない状況にある。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられた結果、地方自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。

このような中、いくつかの地方自治体では、少人数学級が必要であると判断して、厳しい財政状況の中、独自財源による三十人~三十五人以下学級への措置が行われている。

全国どこに住んでも、子どもたちが一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。国は施策として必要な財源を措置する必要がある。

よって、政府に対して次の事項を強く要望する。

- 一 ゆたかな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、他のOECD諸国並みの三十人以下とすること。
- 二 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担 割合を二分の一に復元すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。 平成二十六年七月四日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようにお願いを申し上げます。

- 〇議長(山下力) 十七番山村幸穂議員。
- ◆十七番(山村幸穂) ただいま猪奥美里議員から提案されました意見書第七号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元を求める意見書(案)に賛成します。
- 〇議長(山下力) 三十一番山本進章議員。
- ◆三十一番(山本進章) ただいま猪奥美里議員から提案されました意見書第七号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元を求める意見書(案)に賛成します。
- ○議長(山下力) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。 よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、五番猪奥美里議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

〇議長(山下力) 次に、九番小林照代議員より、意見書第八号、原油価格高騰対策の早期実施に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、小林照代議員に趣旨弁明を求めます。 --九番小林照代議員。

◆九番(小林照代) (登壇)意見書第八号、原油価格高騰対策の早期実施に関する意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。 △意見書第八号

原油価格高騰対策の早期実施に関する意見書(案)

最近の原油価格はリーマンショックの時をはるかに超える高騰が続き、史上最も高い水準にあり、先の見通しも絶たない中、ガソリン価格の高騰だけでなく、生活に密着したあらゆる物価が上昇し、国民の生活や産業界に多大な影響を与えている。

特に運送業や製造業などの中小企業においては、燃料価格や原材料価格の高騰によるコスト上昇分を価格や運賃に転嫁できず企業収益を大きく圧迫しており、商業・サービス業においては多くの商品において値上げの動きが見られ、消費者の買い控えも起きており、売り上げも減少傾向にある。

また、農林業においても、各種資材やハウス栽培の燃料費、家畜飼料の高騰、輸送経費の増嵩等の影響が非常に大きく自助努力では対応できないところまで圧迫され、これまでにない危機的な状況に追い込まれている。

こうした状況の中、政府の原油価格高騰対策が不十分であり、原油国の足並みが揃わず 増産が望めないことや原油マーケットの投機資金の流入などにより、原油価格の高騰が更 に長期に及ぶことが懸念される。

よって、国におかれては、迅速かつ効果的に原油価格高騰対策の充実・強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年七月四日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(山下力) 一番宮木健一議員。
- ◆一番(宮木健一) ただいま小林照代議員から提案されました意見書第八号、原油価格 高騰対策の早期実施に関する意見書(案)に賛成します。
- 〇議長(山下力) 十四番乾浩之議員。
- ◆十四番(乾浩之) ただいま小林照代議員から提案されました意見書第八号、原油価格 高騰対策の早期実施に関する意見書(案)に賛成します。
- 〇議長(山下力) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、九番小林照代議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

〇議長(山下力) 次に、三十番和田恵治議員より、意見書第九号、雇用の安定を求める 意見書決議方の動議が提出されましたので、和田恵治議員に趣旨弁明を求めます。 --三 十番和田恵治議員。

◆三十番(和田恵治) (登壇)意見書第九号、雇用の安定を求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第九号

雇用の安定を求める意見書(案)

国民にとって、働くことは、生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、憲法に保障された国民の権利であることから、雇用を安定させることは国の重大な責務の一つである。

政府は、少子高齢化が進み人口が減少する中、日本経済を再生し、我が国の経済社会を 持続可能なものとしていくための成長戦略において、人材こそが日本が世界に誇る最大の 資源であるとの観点から、「世界トップレベルの雇用環境」を実現し、産業競争力を強化す ることとしている。このため、従来の日本的雇用システムを抜本的に変革し、柔軟で多様 な働き方ができる社会、企業外でも能力を高め、適職に移動できる社会、全員参加により 能力が発揮される社会を実現し、日本の強みとグローバル・スタンダードを兼ね備えた、 新たな日本的就業システムを目指している。

- 一方、いわゆる「ブラック企業」問題に象徴される長時間労働や過重労働などによる過 労死が社会問題となっている中、労働者を保護するルールの一層の推進を求める声がある。 よって、国においては、雇用の安定を図るため、次の事項を実施するよう強く要請する。
- 一 労働規制の緩和に当たっては、雇用の安定の観点に重点を置き、慎重な対応をすること。
- 二 派遣労働者のキャリアアップや直接雇用の推進を図り、雇用の安定と処遇改善に向けた措置を講ずること。
- 三 「ブラック企業」に対する実効性ある対策を講じるとともに、学校における職業教育、 進路指導、職業相談等の就労支援を拡充すること。
- 四 成長分野の産業育成を図り雇用を創出すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年七月四日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

- 〇議長(山下力) 十二番岡史朗議員。
- ◆十二番(岡史朗) ただいま和田恵治議員から提案されました意見書第九号、雇用の安定を求める意見書(案)に賛成いたします。
- 〇議長(山下力) 二十七番森川喜之議員。
- ◆二十七番(森川喜之) ただいま田恵治議員から提案されました意見書第九号、雇用の 安定を求める意見書(案)に賛成いたします。
- 〇議長(山下力) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、三十番和田恵治議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

〇議長(山下力) 次に、十三番畭真夕美議員より、意見書第十号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書決議方の動議が提出されましたので、畭真夕美議員に趣旨弁明を求めます。 ——十三番畭真夕美議員。

◆十三番(畭真夕美) (登壇)意見書第十号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十号

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見 書(案)

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経繊維が断裂するなどして発症する病気である。

この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保 険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースも あるのが現状である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様であるが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

しかし、世界保健機関(WHO)において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができると言われている。

また、交通事故やスポーツ外傷により子どもたちが軽度外傷性脳損傷を発症する可能性もあり、国民をはじめ教育機関への啓発・周知が重要と考える。

よって、国におかれては、現状を踏まえて次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

- ー 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり働けない場合、労災の障害 (補償) 年金などが受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 二 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像診断にかわる軽度外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
- 三 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ教育機関への啓発・周知を図ること。 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年七月四日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(山下力) 十番大坪宏通議員。
- ◆十番(大坪宏通) ただいま畭真夕美議員から提案されました意見書第十号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書(案)に賛成します。
- 〇議長(山下力) 十五番森山賀文議員。
- ◆十五番(森山賀文) ただいま畭真夕美議員から提案されました意見書第十号、軽度外 傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書(案)に賛成しま す。
- 〇議長(山下力) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、十三番畭真夕美議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

〇議長(山下力) しばらく休憩します。

△午後二時三十三分休憩

- △午後六時三十七分再開
- 〇議長(山下力) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により副議長と交代します。

(副議長井岡正徳、議長山下力にかわり議長席に着く)

〇副議長(井岡正徳) 次に、四十二番山下力議員から議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

四十二番山下力議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

- 〇副議長(井岡正徳) ご異議がないものと認めます。
 - よって、四十二番山下力議員の議長辞職は許可することに決しました。

次に、山下力議員のご挨拶があります。

◆四十二番(山下力) (登壇)議長を辞任するに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

昨年の六月定例県議会におきまして多数の議員各位のご推挙により議長の要職につかせ ていただき、この間、議員の皆様方をはじめ、理事者の皆様方の温かいご支援、ご協力を 賜り、微力ではございましたが、その大任を果たすことができましたことを心より厚く御 礼申し上げます。

今後とも県勢発展のため努力してまいりたいと存じますので、これまで同様、ご指導、 ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではございますが辞任の挨拶とさせていただきます。あり がとうございました。(拍手)

〇副議長(井岡正徳) ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は四十二人であります。

次に、投票点検のため、

一番 宮木健一議員 七番 藤野良次議員 十四番 乾 浩之議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

(立会人投票)

次に、三番大国正博議員から、順次ご投票願います。

(各議員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十二人、投票総数四十二票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十二票、有効投票四十一票、白票一票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

山下 力議員 二十二票

中村 昭議員 十九票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。したがって、山下力議員が議長に当選されました。 これをもって議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の山下力議員から就任のご挨拶があります。

◆四十二番(山下力) (登壇)議長就任に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

このたび、多数の議員各位のご支持により議長に選出いただき、誠に光栄に存じますと ともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

この上は、微力ではございますが、県政の進展と円滑な議会運営のため、最善の努力を してまいる所存でございますので、議員の皆様並びに知事をはじめ理事者の皆様方には、 何とぞ格別のご指導とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げまして就任のご挨拶と させていただきます。(拍手)

(議長山下力、副議長井岡正徳にかわり議長席に着く)

〇議長(山下力) 次に、二番井岡正徳議員から副議長の辞職願が提出されましたので、 この許可の件を議題とします。

お諮りします。

二番井岡正徳議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、井岡正徳議員の副議長辞職は許可することに決しました。

次に、井岡正徳議員のご挨拶があります。

◆二番(井岡正徳) (登壇)副議長辞任に際しまして一言ご挨拶申し上げます。

昨年の六月定例県議会におきまして、多数の議員の皆様のご推挙を賜り、副議長に選出いただきました。以来、今日まで議員の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜り、また、知事はじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を果たすことができましたことを心より厚く御礼申し上げます。これからも県勢発展のため、全力で取り組んでまいりますので、

今後ともよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが辞任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

〇議長(山下力) ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は四十二人であります。

次に、投票点検のため、

一番 宮木健一議員

七番 藤野良次議員

十四番 乾 浩之議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

(立会人投票)

次に、二番井岡正徳議員から、順次ご投票願います。

(各議員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十二人、投票総数四十二票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十二票、有効投票三十九票、白票三票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

井岡正徳議員 二十二票

乾 浩之議員 八票

山村幸穂議員 五票

山本進章議員 四票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十票です。したがって、井岡正徳議員が副議長に当選されました。

これをもって副議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の井岡正徳議員から就任のご挨拶があります。

◆二番 (井岡正徳) (登壇) 副議長就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま多数の議員の皆様のご支援により副議長に選任いただきましたこと、身に余る 光栄であり、心より感謝申し上げます。この上は、微力ではございますが、議長の補佐役 として奈良県政発展のために全力で任務に精励してまいる所存でございますので、何とぞ 皆様の格別のご指導、ご協力を心よりお願い申し上げまして就任のご挨拶とさせていただ きます。(拍手)

〇議長(山下力) しばらく休憩します。

△午後七時十分休憩

△午後九時三十六分再開

〇議長(山下力) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員並びに特別委員会の委員長及び副委員長からそれぞれ辞職願が提出されておりますので、この許可の件を議題と します。

お諮りします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

次に、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員並びに特別委員会の委員長及び副委員長の選任を議題とします。

お諮りします。

この選任については、議長からの指名推選の方法により指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

よって、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員並びに特別委員会の 委員長及び副委員長は、お手元に配布の委員会名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

常任委員会及び議会運営委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

総務警察委員会

出口武男

大国正博

藤野良次

乾 浩之

山村幸穂

荻田義雄

田中惟允

森山賀文

中野雅史

厚生委員会

畭 真夕美

安井宏一

井岡正徳

小林照代

小泉米造

尾崎充典

米田忠則

梶川虔二

経済労働委員会

粒谷友示

森川喜之

岡 史朗

神田加津代

和田恵治

松尾勇臣

今井光子

中村 昭

建設委員会

上田 悟

辻本黎士

太田 敦

国中憲治

山下 力

岩田国夫 秋本登志嗣 川口正志

文教くらし委員会

高柳忠夫

大坪宏通

宮木健一

猪奥美里

奥山博康

新谷紘一

阪口 保

宮本次郎

山本進章

議会運営委員会

国中憲治

森山賀文

宮木健一

宮本次郎

岩田国夫

新谷紘一

大国正博

上田 悟

今井光子

藤野良次 荻田義雄 和田恵治

特別委員会委員名簿

委員会名 委員長 副委員長

エネルギー政策推進特別委員会 猪奥美里 宮本次郎

観光振興対策特別委員会 岩田国夫 辻本黎士

子育て支援・少子化対策特別委員会 今井光子 宮木健一

病院を核としたまちづくり推進特別委員会 森山賀文

南部・	東部地域振興対策特別委員会
新谷紘	<u>7</u> —
松尾勇	臣

O議長(山下力) 次に、議会運営委員会の閉会中の審査事件についてお諮りします。

このことについては、お手元に配布しております審査事件案のとおり、議会運営委員会 に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるまで としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

△議会運営委員会の閉会中審査事件(案)

- ー 議会の運営に関する事項について
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 三 議長の諮問に関する事項について

〇議長(山下力) 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第六十三号

平成二十六年七月四日

奈良県議会議長殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第五九号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

△議第五九号

監査委員の選任について

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十六条第一項の規定により、下記の 者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成二十六年七月四日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

藤野良次

安井宏一

〇議長(山下力) 次に、平成二十六年度議案、議第五十九号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採 決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

(被選任予定者退場)

平成二十六年度議案、議第五十九号、監査委員の選任についてお諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

(被選任者入室着席)

〇議長(山下力) 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

△議員派遣の件

平成二十六年七月四日

次のとおり議員を派遣します。

- 一 第八回紀伊半島三県議会交流会議
- (一) 目的

和歌山県・三重県・奈良県の三県に共通する「紀伊半島地域に係る諸課題」について意見交換を行うとともに、当該振興地域に関係する三県議会議員の交流を深めることを目的とする。

(二)場所

高野山金剛峯寺

和歌山県伊都郡高野町高野山一三二

(三)期間

平成二十六年七月十八日 (金)

(四)参加者

井岡正徳 川口正志 新谷紘一

秋本登志嗣 国中憲治 田中惟允

山本進章 太田敦

二 近畿二府八県議会議長会議

(一)目的

加盟府県(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県、福井県、徳島県、鳥取県)相互の情報を交換し、緊密なる連絡協調の下に、円滑な議会運営と地方行政の推進を図ることを目的とする。

(二)場所

琵琶湖ホテル

滋賀県大津市浜町二一四〇

(三)期間

平成二十六年八月二十五日 (月)

(四)参加者

井岡正徳

- 三 ハンセン病療養所(奈良県人会)訪問
- (一) 目的

ハンセン病療養所(奈良県人会)を訪問し、療養されている方と面談する中で、 心労をねぎらい本県の

近況紹介、意見交換などを通じて、今後の幸せな生活の享受に資する。

- (二) 場所
 - ·岡山県瀬戸内市邑久町虫明六五三九

国立療養所 長島愛生園

·岡山県瀬戸内市邑久町虫明六二五三

国立療養所 邑久光明園

(三)期間

平成二十六年八月二十六日 (火)

(四)参加者

畭 真夕美

〇議長(山下力) 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった 請願一件を除き全て議了しました。

よって本日の会議を閉じます。

〇議長(山下力) これをもって、平成二十六年六月第三百十五回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

〇議長(山下力) (登壇) 六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

六月二十三日の開会以来、本日まで、議員各位におかれましては、上程されました諸議案をはじめ、県政の諸課題を終始熱心に調査、審査をいただき、継続審査となりました請願一件を除き、他の議案は全てこれを議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。ここに議員各位のご精励とご協力に対し、心より御礼申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度 に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、 要望につきましては、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであ ります。

本格的な暑さに向かいます折から、皆様におかれましてはお体を十分ご自愛いただき、 県勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し厚く御礼を申し 上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎知事(荒井正吾) (登壇)定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議され、いずれも原 案どおりご議決またはご承認いただき、誠にありがとうございました。

本会議をはじめ、各委員会のご審議の過程でいただいたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいります。

なお、このたびの県議会におきましては、正副議長をはじめ、委員会の正副委員長、委員などの選任を終えられ、ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存ずる次第でございます。

議員各位におかれましては、今後とも、県勢発展のため、一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

△午後九時四十三分閉会

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長山下 力同副議長井岡正徳署名議員宮木健一

 署名議員
 大国正博

 署名議員
 阪口 保